被災住宅用地申告書

年　　月　　日

（あて先）三浦市長

地方税法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

<table>
<tr><td rowspan="3">申告者
（納税義務者）</td><td colspan="2">住所又は所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名又は名称</td><td colspan="3">印</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被災した住宅用地の所在地及び地積</td><td>所在地</td><td>三浦市</td><td>地積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>三浦市</td><td>地積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>三浦市</td><td>地積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">滅失又は損壊した家屋</td><td>所有者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">三浦市</td></tr>
<tr><td>家屋番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>家屋が滅失又は損壊した災害の原因</td><td colspan="4">□　震災　　□　風水害　　□　火災
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>災害発生日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住宅用地として使用することができない理由</td><td colspan="4">□　経済的な事情により、住宅再建まで時間がかかる。
□　がれき等の処理に時間がかかり、物理的に使用できない。
□　権利関係の調整に時間がかかる。
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">□　り災証明書の写し
□　現地の状況が分かる写真等（り災証明書がない場合）
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注意事項）

・以下の場合は、この特例の適用対象外となります。

- ◆　自己の放火など、自己の責による人為的な災害の場合
- ◆　自己都合による建替えのために家屋を取壊した場合
- ◆　被災後に、上記土地の所有権を第三者に移転していた場合（相続等を除く）
- ◆　被災後に、上記土地を他の用途にしている場合